

1 開会
進行

お待たせいたしました。それでは、姿勢を正してください。ただ今から、第9回再発防止対策検討委員会を開催いたします。一同礼
本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは早速ですが協議にうつります。〇〇委員長よろしく願います。

2 協議
委員長

こんにちは。それでは、第9回奄美市再発防止対策検討委員会を開催したいと思います。

まず、協議に入りますが、協議事項は、お手元の資料になります(1)から(4)その他までになります。本日は、前回論点を整理しました内容につきまして、各項目ごとに協議を行ってまいります。それでは早速協議事項に入ります。

前回まず、協議事項(1)生徒指導ハンドブック、これは仮の名前になりますが、概要と課題につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、ご説明をさせていただきます。

前回、論点を整理していただきましたので、そのことについて御説明いたします。3ページをお開きください。

事案の概要についてですけれども、「分かりづらい」という意見がございましたので、事案の中に(1)のアというように、概要と課題を結びつけました。ですから、事案のところに(2)のイ、(2)のアというのを付け加えております。

また、事案の下から2行目のところに「市教委は、学校からの報告を基に
いじめと判断しましたが、自死の原因がいじめではないということが第三者
調査委員会の調査報告で明らかになりました」ということを挿入いたしました。

さらに、2のこの事案から課題になっていることについての(3)「市教委
として学校の生徒指導態勢に対する日常の見届け」の後に「事後の対応が十分
ではなかったこと」という課題を付け加えました。

さらに、この事後の対応ということで、教育委員会の対応の在り方について、再度、生徒指導ハンドブックで掲載することにしました。このことにつきまして、後ほど担当の方からご説明いたします。

それと、第三者委員会調査報告書のURLを記載していましたが、その上に、「詳細については第三者調査委員会報告書を参照」という文言を付け加えました。

それと併せて、遺族の〇〇委員から、9月3日付けで生徒指導ハンドブックに対する意見書もいただきましたので、そのことについての回答もこの場で致したいと考えています。皆様には資料を送付させていただきましたが、その中で委員から「再発防止委員会の議論が成熟しておらず、市教委が作成した生徒指導ハンドブックには多くの問題がある」という御意見をいただき

ました。そして、その中でまずは事案の概要、課題の記載が不正確であるということをお知らせしました。事案については第三者調査委員会の報告書をしっかり読んでいただくということを第一に考えているということをお理解いただきたいと思います。記載した事案については、生徒が命を失う直前のこと、その中に大切な生徒指導上の課題が含まれています。そこを事案として掲載したことをお理解いただきたいと思います。

また、委員から主たる課題として7つの課題をお知らせしました。

3ページには、生徒指導ハンドブックで示されているこの事案から課題と成っていることについて3つの課題を挙げていますけれども、委員からいただきました7つの課題も突き詰めていけば、この3つに入るのではないかと考えています。

例えば、1番目に、「管理的なルールや一方的な指導」というのがございました。そのことについては、ハンドブックの22ページをお覧ください。

その次の「寄り添いの姿勢」というところで、教員による体罰や暴言があったことについては、25ページに体罰・暴言の未然防止に向けてとありますが、次のページにケーススタディやチェックリストを載せて課題を解決していきたいと考えているところです。

さらには、学校の不適切な指導を正当化したこと、生徒の立場に立って考えていないということについても、先ほどのケーススタディのところでお対応しながらやっていきたい。

このことは、課題2の「心に寄り添う指導が十分ではなかったこと」が充分ではなかったということに集約されるのではないかと考えています。

3番目に情報共有・組織的対応・記録保存の欠如ということがございました。5ページの組織的な対応の在り方記載しているように、課題1の組織的な生徒指導態勢が十分に機能していなかったことに集約されるのではないかと考えています。ですから、そのことを解決するための組織的な対応の在り方をそこに記載しているところがございます。

さらに、4番目に市教委が一夜にして経緯を「いじめ」と断定したこと、当該中学校・市教委ともに真摯に向き合い、明らかにする姿勢が見られないことについては、課題3、市教委として学校の生徒指導態勢に対する日常の見届けや事後の対応が十分ではなかったことに集約されます。

そして、37ページをお開きください。そちらに重大事案が発生したときの調査について、新しく掲載したところがございます。これについては、後ほどお説明いたします。

ですから、委員からいただいた7つの課題については、突き詰めていくと3つに集約できる。その3つの課題を解決していくことが再発防止につながると考えているところです。

少し長くなってしまいますが、生徒指導に対する理解が不十分ということもございました。

生徒指導については4ページをお覧ください。その3行目に記載してあります「児童生徒一人一人の健全な育成を促し、児童生徒自らが、現在及び将来における、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、問題行動の有無にかかわらず、全ての学校で取り組む必要がある」としています。

委員のお意見にあった、問題行動を前提にしているものではないというこ

とを御理解いただきたいと思います。

要するに、問題行動があるなしに関係なく、児童生徒の健全な成長を促して、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す、ということをおっしゃっていることを御理解いただければと思います。生徒の立場に立った共感的な子ども理解が生徒指導には必要です。9ページにありますように、児童生徒に寄り添った生徒指導のありかたの上から7行目のところに、具体的には児童生徒を多面的に見つめながら児童生徒の声を傾聴し、受け入れながらよりよい方向に向かうよう支援していくことと考えているところがございます。

次に、名ばかりのハンドブックにならないためにということで意見をいただいております。実施状況をチェックする第三者機関の設置について、生徒指導ハンドブックの内容が学校や市教委の立場で実践されているか、第三者の立場で評価することは大切なことと考えています。市教委についても、この後話をしていきますけれども、設置については検討していきたいと考えています。

さらに、市教委の対応の在り方、第三者調査委員会との連携ということがありましたが、市教委としては、第三者調査委員会の報告書を受けとめて、この再発防止の委員の皆様のお意見を基に、取り組んでいくと考えていますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

少し長くなりましたが、最初の概要と併せまして〇〇委員の意見書についても回答をいたしたいと思っております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。冒頭にお知らせするのを忘れていましたが、この再発防止検討委員会は、この第9回をもちまして最終回と考えていますので、御意見のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、今、事務局から説明をいただきました。(1)のA概要と課題について、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思います。

委員

意見書を私の方から出していますので、説明も併せまして発言したいと思います。

議事の方が概要と課題となっていますので、そのことが中心になりますが前回私からやはりこの概要では分かりづらいし、課題が見えないかなと思ひまして、私が作りましょうかという話をしたのですが、特にだれも作らなかったんで試みに作ってみました。

意見書の第2の方ですが、これを作るにあたって、再度いろいろ資料を見まして、子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針等を見たのですが、やはり、再発防止を打ち立てるためには、自殺に至る過程を丁寧に探ることで初めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる、学校及び学校の設置者が例え自らに不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要とありますので、やはり事実を丁寧に探る、過程を丁寧に探ることは第三者調査委員会がされていますので、その報告書を無下にはできないし、なおかつ、それをハンドブックという形で出すのであればちょっとと思ひ、私の方でまとめた次第です。

やはり、これでもだいぶ短くしたつもりですが、重要な課題とか考えなが

らまとめていくと、これくらいの分量がでてくるのかなというところです。

これは、あくまで第三者調査委員会の報告書を基にまとめたものですので概要としては問題ないのかなと思っています。これをまとめた上で、やはりこの課題というのは集約するべきではないのではないかとということで、この7点を挙げています。

特にこの5番，6番，7番が重要だと思っています。学校の不適切な指導を生徒のせいにして正当化しようとしたこと，「生徒の立場」に立って考えていないため問題の核心が見えていないこと，当該中学校・市教委ともに事実をしっかり向き合い，明らかにするという姿勢が見られなかったこと，このことが非常に重要だと思っています。

確かに，日本各地いじめの調査委員会とか検討委員会とかされていますけど，なかなか遺族と対話という過程には進まずに，訴訟とか，調査委員会とかを立ち上げてなかなか解明されないという記事が出ていますけれども，幸い奄美市は調査委員会の方で事実が解明されましたので，そうであれば，せつかく解明された報告書を基に，しっかりと事案と課題を載せた方が良いのかなと思いました。7月の検討委員会が終わった後の報道，後は先日意見書を出した後に，マスコミが「嫌がらせをした」として，不適切な指導を受けたという文言があり，その「嫌がらせをした」という文言があったので，僕のところにいろいろ電話があり「あなたの子どもはやはり嫌がらせをしたのね。」ということで，5年も経過すると間違った捉え方がされているなということで，事案をしっかりと表記することは重要かなと思ったので，報告書を参照にしてハンドブックの概要を作り直してほしいです。

この事務局の方から出された事案の中の1事案についての上から2行目。ある生徒への「いじめ」や「からかい」を行ったと考え，ということなのですが。要は下のところの「自死の原因がいじめではない」ということが，自死の原因がというのを述べるより「不適切な生徒指導が」という方に変えなれないといけないと思います。できれば私の意見書通りに変えてほしいと，私は思います。皆さんいかがでしょうか。

委員長 はい。ありがとうございます。他の委員の先生方から。

委員 今，〇〇さんが事案のことを話されたので，事案の件についてまず意見を述べたいと思います。

〇〇さんが今回提出した意見書は，基本的には，報告書に書いてあるところを短くまとめたのかなと思うのですが，一方でハンドブックの事案は，不正確であるし事の本質を捉えていないなという印象があります。というのは，まず〇〇さんが最後にいかがでしょうかといった点のことですが，今回の事案については別にいじめ自死ではないにもかかわらず，この事案にはいじめという言葉が3回も出てきます。第三者委員会の認定は，〇〇さんも最後におっしゃったように，教員による指導と家庭訪問のときの対応が不適切であることが自殺の原因だと認定しているのですね。ところがここは触れられずに，自死の原因がいじめではないと消極的な書き方になっていて，これはいじめの被害者の事案がまるで問題となっているようにここだけ読んだ人は思ってしまい，そもそもいじめということが，第三者調査委員会の調査でクローズアップされたのは，事後対応の中で翌日の臨時校長会の中で，

教育委員会教育長がいじめた側の生徒が責任を感じて自殺したと、こういう報告をしたがために、それがそうなのかという検証をしたというのが第三者調査委員会の調査になっています。そのため、原因がいじめなのかというのはそもそも判断している訳ではなく、加害者が責任を感じての自殺ではなく、指導が原因ですよと書いていただくなれば分かるのですが、いじめと判断したけれどもいじめはなかったということを書き意味が私には理解できません。

ストレートに先生たちが教訓としてみるのであれば、生徒指導が原因で亡くなることもあるのですよと示すためにも、教員の指導が原因で亡くなったとはっきりと書けばいいのではないかと思いました。そう書くことで、もしかしたら特定の先生を非難するという配慮が働いているのであれば、それは間違いではないかと思えます。報告書をしっかり読めば、この先生を非難しているのではなく、それは組織の問題ですよと、その先生が一人で対応してしまったのは組織が機能していなかったからですよというのは報告書に書いてあるので、そこを丁寧に後ろの生徒指導態勢のところで書けばですね、もちろんそれは私の推測ではありますが、そういう配慮があるのであれば全く気にする必要はない、むしろ不正確な事案を出して誤解を与えるようなことがあってはならないと思っています。

例えば、4ページの生徒指導態勢のポイントのところを見ても、先生が単独で対応しないようにするために、相談しましょうと書いてあるのですが、では、相談できる環境にありましたか、任せっきりにしていませんかと組織の問題を指摘されているのですが、そうではなくて、こういう書き方をされると逆にその先生が問題と自ら誤解を与えているのではないかとさえ思ってしまう。事案をもっと正確に書いていくことが、大事だと思います。

あとは細かい点ですが、報告書を基に本当にこの事案を書いたのであればどうしてこんなふうにしたのかなと思う点はいくつかあります。

まず、「指導後、担任は気になり、事前に連絡することもなく」と、真ん中辺りに書いてありますが、報告書の事実認定を読み直してみたのですが、指導後、担任は事前に連絡することもなく家庭訪問を行ったという文言に「気になり」という言葉が入っているのですが、この言葉がどこから出てきたのかよく分かりません。気になったから訪問したかというのは、事実認定には書いていなかったもので、これは市教委の主観的な評価がここに入っているのではないかというのが一つです。

次に、最後の2行のところに、「市教委は学校からの報告を基にいじめと判断しましたが」とありますけれども、市教委は別に学校からの報告を基にいじめと判断したのでないというのは、今まで何度かお伝えしていますが、市教委はAさんが自死したその日の夜に、現場というか学校に行き、直接教育長を含めて市教委の方が直接当該教員から話を聞いて判断しているので、学校から何か報告があって、それを誤解して何か判断したとかではなく、市教委自身が判断しているのです。少なくとも、その日にはまだ当該教員にしか事情を聞いておらず、何も分かっていないのに次の日の朝、市の研修会で「いじめた側の生徒が責任を感じて自殺した」ということを言ってしまったこと自体が問題なのに、まだ学校のせいだというようなニュアンスに感じられる表記が残ってしまっているということが、まだ事実に向き合ってい

ないと、〇〇さんも私も感じている表れでないかと思いました。ですので、事案の概要を絞ってお伝えすると今の点が非常に気になったところです。

あと、課題のところも、〇〇さんが出している意見書にさっき第三者調査委員会の報告書からみる主たる課題1～7と書いています。それと対応関係についてもさきほど事務局から説明がありましたが、私からすれば本当に対応しているのかなという疑問があります。言葉が変わってしまったり、ニュアンスが変わってしまったりしたと思う点があるので、どうしてそうなったか私には分かりませんでした。

例えば、(1)の管理的なルールや一方的な指導があったことを、22頁の寄り添う指導、寄り添いの姿勢とかですね。25ページの「体罰・暴言の未然防止に向けて」が含まれているのだという説明がありましたけれども、ここでいう管理的なルールや一方的な指導というのは、例えば前回私がここで言いましたけど校則とかルールとか、子どもの意見を聞かずに一方的に管理的にやっているところも問題があったのではないかと、報告書に書かれていますといった点だとはおもいますが、あくまでそれはハード面の問題で、ポジティブな指導というか、ソフト面というか現場の先生方の対応というかちょっと観点がずれているのに、一緒だということは納得できませんでした。言葉ってすごく大事だと思うので、このように表現が違うのであればどうしてこういう言葉に変わったのかというのは、説明がないとこれだけ見た人には、第三者委員会がまるでこの言葉を使って言っていると、思われるのではないかと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。
他の委員の先生方からありませんか。よろしいでしょうか。

委員

とても大事な事案の内容そして課題だと思います。私も、もう一度第三者調査委員会の報告書を読ませていただいて、本当にこの事案の核心部分になるところ、いくら生徒のためにも思っても、それが生徒の立場で考えないとこの辺りが見えてこないといったところはあると思います。あと一つはハンドブックを活用していく際の学校側の時間や期間、回数を考えたのですが、自分が考えたのは、第三者調査委員会の報告書とともにこのハンドブックを活用していくと考えたら、先ほど委員から御指摘があったこういう調査委員会の報告書を基に、こういうことが出てきたということを事実として分かるので併用して使うと考えたときに、こちらのハンドブックの方は少し要約されていた方がハンドブックとしては完成度が高くなるのかなと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。他の委員の先生方からありませんか。
ハンドブック事案についての箇所の表現の抽象化というところが意見のテーマになっております。そういう風な意見をちょうだいいたしました。
すみません。引き続いて(1)の(イ)に移りたいと考えております。

委員

検討委員会として、この概要についてはどこを推すとかそういうのはないのですか。意見は言ったのですが、いつも自分は意見は言っているのですがその検討委員会としての方針というか、そういったものはないのかなと。そ

ういうところに議論の積み重ねがない感じを私は受けているのですが。

委員長 そうですね。このハンドブックについてはこれで完成ではなく、今後改善を加えていく内容でありますので、今日は意見を集約させていただき、そういう段階になります。

委員 ○○さんから意見が出たので、応答はする必要があるのではないかと。冒頭から、「以上です。これは終わります」という言葉が、委員長からありましたけれども、議論の流れで、みんなで決めることだと思うので、せっかく意見が出たので、それに対する意見交換とか、あるいは市教委から応答があるなどしていただいて、議論した上で進めていかないと、本当に充実した議論にはならないので今日終わっていいのかということも疑問に思います。議題をただ進めるだけではなくて、議論をする必要があるのではないかと思います。

委員長 今の件につきまして、他の委員の先生から意見は。今、○○先生の方からはこの報告書とハンドブックは併用して活用していく形になると。報告書の内容をそのまま引用するのではなくて、要約して或いは抽象性を少し高めるような形の方が、ハンドブックを幅広く活用できるのではないかとというような意見をいただきました。

委員 私や○○さんがおっしゃった点は、抽象化という問題ではなくて、正確ではないのじゃないですか、という意見だと思うのですよね。ですので、抽象化する分はもちろん正確であれば構わないと思うのですけれども、○○さんの意見書にあるようなもっと正確性を期すには、どうしたらいいかということも議論しないといけないと思います。

委員長 この事案の記載・記述はあくまで、(2)のこの事案から課題になっていることについての対応で、この事案についてという文章は生かされているのでこの事案について独立して解釈するのではなくて、その下の2番この事案から課題になっていることについて、というところと対応させるというところがポイントになります。従って、この事案についての文章には、それぞれ(2)のイ、(1)のアというように下の2番の課題と対応しやすいような記述の仕方になっています。

この3ページは1番と2番を対応させた形で、1番の内容についてこういう課題がありましたというような組み立てになっていると、理解していますので、1番の事案についてということだけの文章ではなくて、2番と1番が対応するような読み方になります。

委員 私の意見書も概要と下の課題が対応するように書いているのですがだめですかね。

委員長 1番と2番が対応した形ですね。

委員 はい。主体的な検証が不十分だからこれだけの課題になってしまっている

のかなと、集約していると言っているのですが、やはりそこが足りないのかなと思ってしまいます。ですので、多少長いのですがこういう案を出したのですが。なかなか受け入れられないのですかね。

委員長 集約が十分か不足かというところは意見が分かれるところだと考えます。

委員 委員長の意見としては、このままでいいということなのですね。

委員長 そうですね。私はハンドブックですので、これからその後のページもありますので、今後それぞれの学校に下ろして、このハンドブックの中身をそれぞれの学校で実行・実践していただくというのが一番大事なことだと思っています。

委員 回答になっていないと思うのですが、今、〇〇さんが言ったのは、事案が正確ではないのではないかと、本質的なところが抜けているのではないかと、いう点だと思うのですが、そこはどう考えておられるのか。いじめではないという表現でこの事案の本質が表されている点については。

委員長 従って、事務局から先ほど説明があったと思うのですが。先ほどの説明では、事後の対応が十分ではなかったことを市教委の方で付け加えるという回答になると思うのですが。この2-(3)ですね。ですので、それぞれの課題がこの2番に記載されていますので、2-(1)(2)(3)が不十分でしたというような記載になっていると。従って不十分なところを今後どのように改善していくのかという、その改善策と実践の計画が記載されているという形になります。

委員 概要と課題についてということなのですが、この再発防止対策検討委員会のきっかけは、〇〇さんの息子さんの事案であることは間違いなくて、それを基に開かれた調査委員会の報告書を基に課題となっていることを、どうにかそういうことが二度と起きないようにというのが目的であります。そうすると、このハンドブックをただ学校に渡すだけでは意味がない。第三者調査委員会の報告書を読んでくださいね、と書かれると。やはり、これを読まないのと読むのは大きく違うと思う。ただ、これが生徒指導のハンドブックですと、新しく奄美市に配属された先生がご覧になって、何かあったときにこれをみて対応していくというのではなかなか難しいと。

やはり、しっかりと事案を見て第三者調査委員会が言っていることを見て考えて、では、どうしていったらいいのかということを考えていくことが再発防止ということだと思うので、何か起きそうなときにこれを見て再発防止ということではないと僕は思うのです。そういうことからすると、やはりあの事案をまず読むということがまず必要で、まあ年1回研修会であの事案を必ず読む、もしくは新しく配属された先生方に1回見ていただく、こういうことが起きたのだよ奄美市で、こういうのを踏まえた上で、このハンドブックを見てもらうということが必要ではないかと僕は思います。そうでないといや良いこと書いているのだけれども、これだけ見ても本当に再発させないような先生の意識とか、学校の態勢が整うかというところではないのかなと

僕は思います。ですので、やはりセットであるべきではないかと思ひます。セットにして、学校にお渡ししたらいいのではないかと。ハンドブックを読むときには、やはり事案もしっかり読むのだというくらいが良いのではないかと思ひています。

ただ、はいハンドブックを作りましたと、後は学校でお任せしますということでは難しいのかなと思ひますので、とりあえず、今〇〇さんと〇〇さんがおっしゃった誤った記載のところは直しておいて、第三者調査委員会の報告書を付けるというくらいの方がいいのではないかと思ひます。以上です。

委員長 今回作成するハンドブックについては、活用方法がどういふふうには各学校で生かしていただけるかが非常に重要になる。従ひまして、当然各学校に下ろすときは、活用方法また実効性について各学校に周知徹底する。また、活用方法について工夫をしていくことは、当然今後このハンドブックの活用方法の工夫については、今後学校の方にも周知されていくかと思ひます。

委員 先ほどの〇〇さんの調査委員会とのセットでというのは大事かなと思ひますが。

委員長 従ひて、先ほどの事務局から説明がありましたように、ここを参照してくださいというよふな第三者調査委員会の報告書を当然参照して、中身を理解した上でハンドブックを活用していただくということはしっかりと各学校に周知していく形になります。

委員 今、〇〇さんが書かれた概要ですが、これでも言いたいことの何分の1だとこれを見ながら感じます。やはり、概要、なぜこのよふになったのかということをしかり理解するためには、調査委員会の報告書をしっかりと読み込むことはとても大事なことだと思ひます。

例えばハンドブックの8ページには、年間指導計画案が出されています。その後、年度当初には報告書の読み合わせをしましょうというところも必ず全職員でその時間をとってきちっと理解をして、その上でこのハンドブックをどのよふに活用していくのかということを感じました。ですので、〇〇さんがせつかく書かれたものが、よりきちっと理解されるためには、この調査報告書の読み合わせは大事だと思ひます。以上です。

委員長 後はよろしいですか。今のよふな形で、報告書と活用方法につきましては第三者調査委員会の報告書の内容を、しっかりと理解していただくということ前提とした上で、ハンドブックを活用していくということ。

委員 じゃあこの事案は修正しないということですか。このハンドブックの。私の意見書に代えるのか、〇〇さんがおっしゃるよふに、ハンドブックと調査報告書をセットにするか。再発防止対策検討委員会としてはどうしましよるか。

委員長 ここ（事案の概要及び課題になったことについて）は、1番と2番につ

いてはあくまでもこの。

委員 いやいや、この1番と2番は中身が誤っていましたから。修正を、先ほど〇〇さんが言ったとおりに加えていただいてこれだけにするか、それとも私の意見書の方か、もしくは〇〇さんが言ったとおりにハンドブックと第三者調査委員会の報告書をセットにするか。私はセットでも良いと思うのですよ。〇〇先生も言っていたように。やはり再発防止対策検討委員会としてこうだというのは、事務局に伝えた方がいいのではないですか。そういうのが見えないと、何か迷走しています。ずっと僕はそれを感じています。なので、そこが重要で、せっかく検討して意見がでていのに、検討委員会として議論していることの方角性をだしてほしい。そうでないと事務局に投げるだけでは事務局もやりづらいのかなと思ってしまう。検討委員会としての方角性を出した方がいいのではないか。

委員長 下から2行目ですかね。1番の。

委員 いや、いろいろ論点があるのですよ。
先ず一つは、これを製本して学校に下ろすときに一緒にくっつけて出すのか。それとも、これとこれを出して後はホームページにあるからダウンロードしてくださいと学校の先生に任せるのかという論点の一つあるのですよ。
その上で、報告書は見せますので、実際報告書を読まないこの事案は分からないからこれは読むべきだと。そうした場合に、ハンドブックの事案の概要をどうするのかという問題が一つでてきて、〇〇さんのようにちょっと詳しいものにするのか、今のハンドブックのようなコンパクトなものでいいのかということが出てくる。それで、コンパクトのものでいいよね、となった次に今あるこの内容でいいのかという問題がでてくる。ですので、ちょっと段階を分けて整理してそれぞれの意見を聞いて、委員会の意見を集約するべきではないのですかね。

委員長 委員の先生方から。

委員 1点目のセットにするという点については私は賛成です。

委員 同じく賛成です。

委員 賛成です。

委員長 併用するという事。ではどういう形で併用するか。

事務局 はい。今委員の皆様にご意見いただいて、やはり私は両輪でなければいけないと。まずは、報告書をきちんと読んでもらおうと。そして、その上でハンドブックを活用すると。ですからハンドブックありきではなくして、しっかりと調査報告書を読んでもらって、両輪と考えていただきたい。

ただ、どうやって学校に配置するかということについては、またいろいろと検討して、学校には既に調査報告書については冊子になっておりますのでハンドブックと併せろということが望ましいと思います。

そして、事案についてですが、事実ではないというところはですね、私は取った方がいいのかなと思っています。例えば「気になる」というのはですね確かに担任は気になったのだろうなという言葉で私が作成する中で入れたものですが、それがやはり違うというのであればやはり削除すべきだと思います。以上です。

委員長 内容につきましては、いま事務局の方から説明いただきましたように、修正すべきところは修正すると。また、併用の仕方については、今後検討するというので、報告書に対することも。

事務局 はい。報告書は既に各学校に配付されていますので、読んでもらうという形をとって、そして、読んでもらった上で先ほどからあるようにその上でハンドブックを読んでもらうと。セットにして両輪にしてやる方が理解して実践していただけたらと思います。

委員 必ず報告書を読んでくださいということを一言入れるべきなのですね。

事務局 はい。

委員長 はい。他によろしいでしょうか。では、(1)ーイの方に。

委員 いやいや。だから〇〇さんの概要にするのかこれにするのかという問題がありますよね。

委員長 ではどうしますか。委員の方。

委員 私的にはコンパクトの方が。ちょっと長すぎかなと。

委員 セットにするのであれば、短くてもいいのかなと。ただ次の論点のところでもいろいろ出てくるかなと。

委員 私も〇〇さんと同意見です。

委員長 報告書とハンドブックをセットにすれば短く要約するのは構わないという意見でした。表現については、そういう形で。そしたらイの協議事項に移りますが、教育委員会の対応の在り方という。

委員 結局、そのコンパクトにした事案をその言葉のままにするのか、加除修正を加えていくのかという点は。

委員長 そこは、実際は文言を作る過程の中での話になりますが。

委員 先ほど、事務局が言いました「気になり」という言葉は削除します。だからこれはいいと。
後は、このURLの上にある2行をどうするかと。そこは結論出さないと

いけないのではないですか。「市教委は、学校からの報告を基にいじめと判断しましたが、自死の原因がいじめではないということが第三者調査委員会の調査報告で明らかになりました。」という表現にするか、さっき言ったようなことにするかを議論した方がよいのではないですか。

委員長 その文言は「気になり」という箇所と最後の2行ですかね。下から2行目の。

委員 すみません。おそらくですけど先ほど〇〇さんの話のときに、新聞で「嫌がらせをした」と書かれたのでいろいろ誤解を招いたということからすれば『ある生徒への「いじめ」や「からかい」を行ったと考え』という言葉が入っているから、それをフォローするために後ろの2行を今回入れられたのかなと思うのですが、その関係性について〇〇さんどう思われますか。

委員 これを読む限りですね、実際うちの子は報告書にあるとおり、「いじめ」や「からかい」をしていません。

では、何で先生は指導したのでしょうかということなんですけれども。そこが一番大事なところですよ。そこが検証できていけば、正確に書けるのではないかと思います。強いて言えば、この先生の思い込みから始まっているのですよ。名前が挙がっているから。そこが正確に書かれないと。自死の原因がいじめではないとありますが、まあ確かに、これは要は翌日の臨時校長会で「いじめた側がその責任を感じて自殺した」という説明があったからそれが地域に広がったと。

だけど、調査委員会では、それはいじめではないと、うちの子がやったことはいじめではないと、ましてやからかいでもないということ認定しましたが、実際自死の原因は不適切な指導なのですよね。11月4日の指導と家庭訪問の対応が不適切であり、うちの息子を追い詰めたことが明らかになり、ところが本件事案の自殺の原因なのでそこを正確に書いてもらわないと。うちの子は指導されるようなことはやっていないけど、名前が挙がったからというだけで、背景も知らずに思い込みだけでやってしまったことが問題なのです。

委員 例えば、「市教委は自死した生徒をいじめと判断しましたが、第三者調査委員会はいじめではないと判断しました。その上で、自死の原因は指導と家庭訪問の対応が不適切であった」と。

委員長 1番の事案についての文章の表現につきましては、他の委員の先生方の意見はいかがですか。

委員 はい。僕は、第三者調査委員会のメンバーでもなんでもないので、第三者調査委員会と意見が異なるのですが、いじめ対策防止推進法が新しい定義をいじめの定義をして、ものすごく範囲が広がっていますので、おそらく教育界というのはそういう風に走るように指導されていると思うので、ちょっとすみません、固有名詞出しますが「〇〇くんは〇〇くん嫌な思いをさせられました」とそれだけでいじめと判断するのではないかと。

それから調査をして、最終的に「ごめん。いじめでなかったね、ごめんね誤解だったね〇〇くん。」という形にするのが理想だったのだけれども、それをする前に、ちょっと拙速的にやり過ぎたというので間違えているだろうなという気がしています。僕としては、学校側は多分もういじめ、いじめと思っていたと思うから、それが校長から教育長にも行っているのだろうなと思っていて、教育委員会が何であるの報告書でいじめとかいじめでないとかよく分からない判断をしたのかと、書かれている方が、僕としてはよく分からない。あくまで意見ですが。

やり方としては、組織的にもやっていないし、まあやり方も変だったのかもしれないけど、今のテレビだったら「もういじめと対応せよ」と文科省からこれだけ言われているから、しょうがないのかなと。むしろそこをいうべきではないかと。

もういじめが広がりすぎ。対策推進法。少し見た資料によると、ゲームをしていて「うるせえ、お前」と言っただけで「これ、いじめになりますよ」と可能性ありますよ、とそんな極端な話になっていますから。〇〇くんがそこまで言ったら学校としては「それはいじめでないか」とやはりならざるえないのかなというのが私の意見です。だから、少し第三者調査委員会とは違うのですけど。むしろ市教委がいじめかどうか分かりませんでした、だから一夜にしてと始まったのだけど、多分、教育委員会だけがそういうふうに思っていて、学校現場とか教育長とか最初からこのように思っていたのではないかなという意見があります。あくまで意見ですが。

それで、指導死的な話はあまり不適切だ不適切だというのを、ここでいうと、学校の先生は多分引くと思うのですよ。「今から頑張っ指導しないといけない、ああ嫌だ」ではなくて、本当ならそうならずに「悪いことを指導することはしっかりやらないといけない」と一生懸命やることが理想だけれども、多分そんな先生だけではない。むしろそこまで考えないの方が、変な指導をしてしまうから、できるだけハンドブックに興味をもってくれるような表現にした方が私はいいと思っていて。

ただ、不適切とかそういう表現を使わなくても、先ほど〇〇先生がおっしゃっていたけど一生懸命やっても、いいと思ってやっても、こんなことが起こるのだよ、とそこはちょっと考えてよ、と言った方が先生方ピンときて乗ってきそうな気がするから。表現は指導死とかいうより、ましてそういうのを入れ込む方がいいのではないかと思います。以上です。

委員長

いじめに関する報告で中にはですね。例として、数学が苦手な子がいた、それで数学が得意な子がいて苦手な子に教えてあげたと、そしたら教えてもらった数学が苦手な子が何かすごく嫌な気持ちをしたと、すごく劣等感を感じたと。それもいじめですと。というようないじめの定義はすごい解釈度が広い内容にもなっています。

委員

すみません。私は弁護士として、〇〇委員の意見には大いに賛同するし、私も思うのですが、ただ今回はいじめの判断をここでし直すという場ではなくて、どうしたら適切な生徒指導が行われて、子どもの命を落とさないかということなので、いじめの定義の話を中心に議論することは違うのかなと思います。

要は、まだよく分からない段階で、「いじめた側の生徒が責任を感じての自殺した」といじめの原因まで踏み込んで話してしまっている。「責任を感じたとか」そういうことで、〇〇さんの方が、根拠のないうわさ話とか憶測に傷つけられていることが問題かなと思っているので、いじめの認定をここで議論することではないので、やはり自殺の原因はなんだったのかというところを拙速に判断してしまったということが問題ということは頭に入れておいてほしいと思います。

それで、指導死という言葉はそもそも報告書では、気を付けて私たちは使っていないのです。報道とかでは使われていますけど。指導死というそういうセンセーショナルな言葉はここでは使ってはいません。

ただ、因果関係という意味ではなくて、要因になっている事実的なつながりがあるという意味では、原因とっているの、書き方の工夫はともかくやはり指導が問題だったのだよ、ということが分かるようには書いた方がいいのかなとは思っています。

もちろん、担任の先生が追い詰めようと意図的にやったわけでもないし、そういうつもりはないというのは十分分かっているけど、起こってしまったということが問題だと思っているので、ただ（不適切な）指導があったんだと分かるようにしてもらった方がいいのかなと思っています。

委員長 他の先生方どうですか。学校の先生方はどうですかね。現場の意見、感覚として。

委員 さっきからの議論で、とても胸が痛むというか、もっとソフトな言葉で書いていただきたいと思います。私の気持ちです。

委員長 表現ですね。

委員 はい。確かにいじめの捉え方も幅広くて、さっき先生がおっしゃるようにいじめだと認識があった時点で学校は動きますので、追い詰めようとかそういう気持ちはなく、行きすぎてしまった、もっと組織でやれなかったのかなと後の祭りなのですが、なんでもっと組織でやれなかったのかなとそればかり考えるのですが、再発防止なので、今後こういうことがないように職員に検討してもらうためには、やはりさっきの報告書とセットにして読んでハンドブックをしっかりと学習して職員に伝えて行動できるようにしていくしかないのかなと思っています。

委員長 他の先生方からはいかがですか。学校現場の。

委員 はい。事案が出て報告書が出て、すぐ職員と読み合わせをして、本当にショッキングでありましたし、また、先生方がおっしゃいましたように先生方の指導力というのが非常に躊躇しているというか、思いっきりというか指導できていない。

今日も保健室で「帰る、帰る」といった子どもがいたり、朝起きれなくて学校に来られない子どもがいたり、SSWや担任が迎えに行ったりするなどこの学校にもあると思うのですが、いろいろな場面や対応があります。

そういう対応をしながら、やはり自信をもって子どもたちに対応できる力を身に付けさせたいと思って、研修もしますしこのハンドブックを効果的に活用することも必要です。

ですので、先生方が自信をもってできるために、しっかり読んでそういう機会を計画的に入れながら、指導を高める場を作っていきたいと思います。このハンドブックをぜひ早急に活用していきたいと思います。

委員 先ほどから、議論がなされていますけれど、第三者調査委員会の報告書は読むことは大前提であると初めから思っていたので、「ええ」という感じで聞いていましたけど、とにかくまずそれを読むということは当然のことだと思います。あと、概要は担任は「気になり」というところは抜く。最後の市教委は「学校からの報告を基に」というところを抜いて、いじめと判断したがで書けばすっきりとなるのでは。学校から報告ではなかったのですよね。

委員 自分たちの判断でというのが最終的なことです。

委員 ですよね。「市教委はいじめと判断しましたが」にすればすっきりとするのではと思います。

委員 文章力はないのですが、今少し書いてみました。読んでみていいですか。
「平成27年11月4日に中学1年生である生徒が自ら命を絶ちました。当該生徒の担任は、他の生徒からの聞き取りだけに頼り一人で判断、行動し、当該生徒がいじめを行ったという誤った認識をもつて指導を行いました。しかし、指導後、事前に連絡することなく・・・」で続いています。
それで、最終は「市教委は学校からの報告を基に当該生徒もしくは自死した生徒がいじめを行ったという誤った判断をしましたが、当該生徒はいじめを行っていないということが第三者調査委員会の報告で明らかになりました。」

委員長 これは2番の課題と対応する必要がありますので、ハンドブックの冒頭にですね、この概要がきているということは、この事案からの反省や課題を基にこのハンドブックを作成したという経緯をですね、説明する趣旨です。ですので、この3ページはハンドブックを作成するきっかけ、経緯また反省点のことであり、このハンドブックを今回作るにいたった趣旨のページであると理解して、この1番と2番はペアで理解してもらう必要があります。文章の修正は、今、〇〇委員の方からありましたが、修正は学校側サイドからしていかがですか。学校側からしたら、いやそこは違うのではないとかそういうことはいかがですか。要するに、「担任は気になり」という文言と「学校からの報告を基に」という言葉を削除ということですが。

委員 自死したのは確かに不適切な生徒指導が原因であって、第三者調査委員会にも属していないので文言に対してというのは難しいのですが、さっき〇〇委員が言われたところで、リンクできる部分は、(2)のイだったり(1)のアイですね。ここはリンクする部分はあったのかな。その文言で言ったら、上のところの言ったら「いじめ」や「からかい」を行ったと考え、いじめの認

知とはならず、スムーズに流れていくのかなと思ったところではありましたが。しかし、指導後のところに関しては、下の方でまたリンクするところがあるのでそこにつなげていければ。さっきの文言で自分がと言われたところですね。下の部分のこの2番のところの概要のところとリンクするところが多いにあったのかなと考えます。

委員長 あ、〇〇委員が作成された文言。それが下の2番とリンクしやすいということですか。

委員 はい。そうです。

委員長 〇〇先生いかがですか。

委員 はい。先ほどからありますが、やはり概要ですので本当に要約された部分であるので、難しい部分があると思うのですが。先ほどの文言の訂正で委員の皆さんが、それでということであればいいと思います。要は、やはり私も先生方がちょっと待てよ、自分としてはこれでいいのだろうかという、最初の第三者委員会の調査報告書も併せて読んで、じゃあこのハンドブックということなのかなといったときに自分の資料を振り返るとか当たり前にやってきたこととか当然と思われてきたことが、それが本当に生徒の立場に立っているかという振り返りの時間になる最初のプロローグになればいいので。文言については、皆さんが納得されたら大丈夫です。

委員長 文言の修正に関しては、〇〇委員や〇〇委員の意見を踏まえて、もう少し修正しても構わないということでもいいですか。事務局はどうですか。

事務局 それでは、休憩の時間に〇〇委員がおっしゃったことを文書にして、皆さんに配付するという形でどうですか。そうしたらそこがはっきりと分かるかなと思いますので。書いたものを基にですね。

委員長 では、協議題の(1)のアは以上のような形でよろしいでしょうか。そして(1)のイになるのですが、休憩を入れますか。

はい。そして何時までにしますか。では35分まで。

【 休憩 】

委員長 それでは再開いたしますが、先ほどの協議の中で、委員の先生からいただきました修正された文書が配付されました。これをご覧になっていただいてこういう文言でよろしいかどうかご審議いたします。

委員 すみません。今読んでみて、私の意見ですが、1の最後から3行目の「学校からの報告を基に」というのはなくても意味は通じるのでいらぬのかなという点と、2行からですけど、「当該生徒の担任は」の次ですけど、「他の生徒からの聞取りだけに頼り」というのは削除して「当該生徒担任（生徒指導主任）は当該生徒がいじめを行ったと思込み、一人で判断行動し事実

確認や当該生徒の話を十分に聞かないまま指導しました」というのはどうですか。

委員長 それは「指導後、事前に連絡することなく家庭訪問を行いました」という文言は入るのですか。

委員 そうです。
あと先ほどの〇〇先生の御意見を踏まえると、誤った誤ったと出てくるのですが、ここは当時の学校の現場の動きとしては広く捉えるということを押まえて、「誤った」という言葉を消す。〇〇さんと、もし意見が違ったら申し訳ないですが。

委員 今のでいいのではないかな。

委員 すみません。誤ったの部分改めて見てしまって、ちょっとどうかなと思っていましたので、〇〇先生がおっしゃった感じがいいなと思って聞いてました。

委員 同じくです。

委員長 この3行目の「誤った」というのと上から3行目の「誤った」というのと下から3行目にも「誤った」というのがありますが、この「誤った」という文言は削除。その「誤った認識」とか「誤った判断」とかの表現にする必要はないということですか。

委員 私は、今〇〇先生がおっしゃった並びでいいかなと思ったのですが。

委員 すみません。今思いつきで言ったので、もう1回読みます。
「当該生徒担任（生徒指導主任）は、当該生徒がいじめを行ったと思い込み、事実確認や当該生徒の話を十分に聞かないまま一人で判断・行動し指導しました」

委員長 キーワードとかキーセンテンスは

委員 思い込みの方がいいのかなと

委員 思い込みが正しいですね。

委員長 キーワードとしては思い込みですね。後は。

委員 後は、他の生徒からの聴き取りに頼りというところではなくて、事実確認や当該生徒の話を十分に聞かなかつた、という言葉の方がより具体性があるのかなと。分かりやすいのかなと。

委員長 不十分な事実確認のままとかそういうことですか。

- 委員 はい。事実確認と当該生徒の話を十分に聞かなかったということかなと。意味するところはそうかなと思いました。
- 委員長 不十分な事実確認と他の生徒からの聴き取りに頼るのではなくて、他の生徒からの話を十分に聞かないままということですか。
- 委員 いや。当該生徒の話を十分に聞かなかったということです。
- 委員長 不十分な事実確認と当該生徒からの話を十分に聞かないまま、そういうところがキーセンテンスになっている。
- 委員 これは、(2)のイですね。これ間違えています。(2)のアではなくてイに対応する部分ですね。
- 委員長 不十分な事実確認と当該生徒からの話、当該生徒からの不十分な聴き取りということですか。
- 委員 細かいのですが、「指導しました」の後の「しかし」が何か少しおかしくて「指導しました。」で切る。「担任は当日の放課後事前に連絡することなく」くらいで。
- 委員長 この「しかし」という接続語を入れない方がいいということですかね。
- 委員 はい。担任は当日の放課後事前に連絡することなく」これが(1)のイに対応する部分ですね。
- 委員長 今のようなキーワードを含めるということになりますか。
- 委員 あと、下から3行目の「学校からの報告を基に」を削除ですね。
- 委員 そうですね。
- 委員長 それに2番の(1)(2)(3)を明記するという形でよろしいですか。それではそういう形で、協議題1の(ア)を終了します。次は、(1)のイの教育委員会の対応の在り方についてということになりますが、事務局からお願いします。
- 事務局 はい。それでは重大事案が発生したときの調査について説明いたします。資料は37ページでございます。
万が一、重大事案が発生した時には、市教委として『子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針』を基に次のように対応します。
教育委員会は、速やかに保護者と連絡を取り、できる限り保護者の要望・意見を聴取するとともに、その後の学校の対応方針等について説明をします。
また、当該児童生徒が置かれていた状況について、できる限り全ての教員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、当該児童生徒と関わりの深い在校生か

らも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行います。

さらに、詳しい調査を行うに当たり、保護者に対して、調査の目的・目標、調査委員会設置の場合は、その構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、保護者に対する情報提供の在り方や調査結果の公表に関する方針など、調査の計画について説明し、できる限り、保護者と合意していきます。

調査の内容につきましては、

いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応等について調査します。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。なお、在校生からの聴き取り調査につきましては、保護者の要望や心情、当該在校生の心情、聴き取り調査について他の在校生等に知られないようにする必要性等に配慮いたします。場所、方法等を工夫し、必要に応じて後日の実施とすることも検討することもあります。

調査の方法・対象については、

事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行います。

【調査方法】としましては、

- ① 聴き取り ② アンケート ③ 各種記録 等

【調査対象】につきましては、

- ① 関係児童生徒 ② 他の児童生徒 ③ 保護者 ④ 教職員 等となります。

調査の留意点につきましては、

- ・ 事案との因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにします。また、学校運営上の問題等についても、事実にしっかりと向き合う姿勢で調査を実施します。関係児童生徒・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施します。アンケートを実施する際は、そのアンケートが関係児童生徒・保護者に提供される場合があることについて、調査の対象者や保護者に理解を得る必要があります。

次に、資料の 38 ページでございますが、【重大事案への対応について】でございます。

死亡事案への対応について【チェックシート】についてです。

これは、37ページの調査を進めていくうえでのチェックシートでございます。『子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針』の目標の中に、何があったのかを事実を明らかにするとあります。事実を明らかにするためにも、重大事案が起きた時の対応を示したのがこのシートでございます。

また、重大事案については、迅速な対応が大切であることから、重大事案の情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、重大事案の情報を得たその日のうちに対応することを基本としますが、ただし、重大事案が重篤な場合には、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要であります。

最後になります。40ページについてですが、前回の話し合いで、重大事案対応のマニュアルがあった方がいいのではという意見がありました。参考としてそこにお示ししてあります。これにつきましては、発生・判断、報告、調査の三段階に分けて、重大事案対応フロー図を作成したところでございます。以上でございます。

委員長

はい。ありがとうございます。この教育委員会の対応の在り方についての御意見を委員の方からお願いします。

- 委員 委員長。4の調査の留意点の中に、「学校運営上の問題等についても、事実
にしっかり向き合う姿勢で調査を実施する。」と書いていますけど。
- 委員長 何ページですか。
- 委員 37ページです。文科省の背景調査指針に一番重要なポイントとして、さっ
きも言ったのですが、「例え自らに不都合なことがあったとしても」という文
言があるので、「そこを学校運営上の問題等についても」の後に付けたらより
一層いいのではないかなと思います。調査を実施することが何よりも重要。
文科省の指針からの引用ですけど。
- 委員長 文科省からの指針からその表現を引用するということですね。
- 委員 はい。一番大事な理念だと思いますので。そこは抜けさせない方がいいと
思います。
- 委員長 文科省の指針から表現を引用するということですね。
学校運営上の問題についても、その後。
- 委員 「例え自らに不都合なことがあったとしても、事実に向き合おうとする姿
勢が何よりも重要」
- 委員長 「例え自らに不都合な事実があったとしても」ということですか。
- 委員 はい。「例え自らに不都合なことがあったとしても、事実に向き合おうとす
る姿勢が何よりも重要」ということです。
- 委員長 この文言を加えるという意見ですが、いかがですか。学校サイドはいかが
ですか。
- 委員 はい。いいと思います。
- 委員長 了解したということですか。他の委員の先生方はいかがですか。そしたら
今の〇〇委員の意見を含めて、意見を入れた形で文章を修正するということ
で。あとはいかがですか。
- 委員 委員長。38ページに「死亡事案への対応について（例）」と書いてあるので
すが、学校側がいろいろつくるとかだったら例を示すのかもしれませんがこれ
は教育委員会が、こういう対応をしてくれということですよ。ここで（
例）を示すというのが、何か少し違うのかなという気がします。こうやりま
す。重大事案というのは、よく分からないですけど、死亡事案、自殺未遂み
たいな、あとは行方不明、家出、そういうくらいですかね。そうであれば何
か、例というよりも重大事案のときは「こうこうです。こう対応します」と
いうのができたらいいのかなと。何か例というと、このほかにもいろいろあ

るのだよ、という感じがして。

委員長 これは、重大事案の例として死亡事案を取り上げた、そういう趣旨。

委員 市教委としては、こう動きますということを示すのですよね。「他の教育委員会参考にしてください」というのではなくて、奄美市教育委員会としては重大事案が起きたときはこうしますということを書いてあるということですよ。であれば、(例)というのとは何かおかしい気がします。

委員長 もう少し、具現性をもった書き方がいいということですか。

委員 こうします、というような。何か例えば死亡事案とか家出というか、言葉が思いつかないですけど、いなくなった事案に対して、対応方法ぐらいしかないのかな。その2つを書いておけばいいのかなと思ったんですけど。

委員長 重大事案として死亡事案を例として取り入れたということですが、この左の「段階」「場面」というところがあって、だんだん対応のところでは具体的にになっていくと思うのですが。

要は、分かりやすく伝えれば良いと思うのですが、学校サイドからみたらいかがですか。死亡事案が重大事案の例として書かれているのですが。

重大事案の対応の仕方が示されているわけで、それで重大事案の対応の段取りがはっきりと分かる内容になっていけばいいわけですが。学校側サイドから見ていかがですかね。この38ページ、39ページは。

委員 基本的な流れとして、こういう対応を時系列で示されていますよね。ただ先ほど言われたこれはこんな風にするというですよと一つの例として学校としては捉えられると思いますので。

委員長 ○○委員の発言、提案にありました言葉の分かりにくさというのはいかがですか。

事務局 はい。いいですか。重大事案という言葉からなのですが、いろいろな意味でこの重大事案というのは使われていまして。例えば、いじめ問題でその子が学校にいられなくなってしまって他校に転校してしまったとか。あるいはこれも重大事案の一つになりますが、いじめの中で多額の金品をもってこいと言われるような事案についても、重大事案というふうに位置付けられていますので。ここの場合も含まれるということで、死亡事案への対応についてということが、重大事案がいくつかいろんなパターンである中の一つというような捉え方でよろしいかと思うのですが。ここの(例)があるなしについては審議していただいてもよろしいのかなと思うのですが。

委員長 40ページに重大事案対応フロー図で、具現化された流れは示されているので、この後にも例として示された38から39はですね、なのでこの例があった方がいいかどうかというそういう話になるわけですが。あくまで一例ですけど。

- 委員 理解しました。
- 委員長 はい。ではこれは一つの例としてこのままでいいということで。
- 委員 そういうことであれば、〇〇さんの事案が前提になっているので、文科省の背景調査指針を念頭に書かれていると思うのですが、先ほどの事務局の説明だとそうではなく、いじめのいわゆる重大事態とここでは書いてありますけど、それを想定されているということであれば、文科省は学校事故の場合と自殺の場合といじめの場合とおおまかに3つ指針を出していて、だいたい一緒だと思いますが、ちょっと違うところもあるので、そういう指針がありますので見てくださいますかということを示す必要があるのではないのでしょうか。そうでないと、これが例だとしたら、このとおりにやればいいという逆に誤解されてしまうと思います。不登校入れれば4つか。
- 委員長 重大事案については、指針が文科省から出ているので。
- 委員 その指針が出ているので、それを見ないで例としてもし挙げるのだったらちょっと整合性はまだチェックはできていませんけど。
- 委員長 では、重大事案については分類が文科省の方から出されているので、何が重大事案かについては、その文科省のホームページ等に、掲載されているところを注意書き等のような形で記述・加筆するような形でよろしいでしょうか。
- 委員 重大事案ではなくて、要は大元になるのは文科省の「自殺が起きたときの背景調査指針」、私が分かっているもので「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本方針」と「いじめ防止ガイドライン」「学校事故対応に関する指針」「不登校に対するガイドライン」と。
一応そういうのを文科省がだしているんで、それをハンドブックで周知して、研修のときはそれも用いてくださいね、という表現が一番良いのではないですか。要は、それだけ出ているのは事実なので、その〇〇さんのような話で行くと対応の仕方が若干変わってくると、ベースとしてここには死亡事案とありますが、研修のなかでそういう指針もありますよという周知とか、概要板も出ているので、こんなになっていますよというのを研修に取り入れるという形でカバーできないですかね。
- 委員長 事例としては他にもこういう指針がありますよ。それが文科省から指針として出していますよということを示すということ。
- 委員 これだけで、例じゃなくて、これでやってくださいということではなくて例でいくな。そうでないといけないのかなと。
- 委員長 これで行って行くのなら加筆するということですね。

- 委員 そうですね。紹介するという事です。紹介しておいた方が、ベテランになってくれば分かるかもしれませんが、何のことか分からない先生もいるわけではないですか。
- 委員長 経験が浅い先生とか。
- 委員 なかなか理解が進まない場合は、そういうのを周知して研修する分には全然良いのではないかと思います。
- 委員長 では、加筆お願いできますか。
- 事務局 はい。今、重要な貴重な御意見をいただきましたので、文科省の様々な方針に関しては、こういうのがありますよとして研修に活かしてもらおうということでこちらの方に載せていきたいと思ひます。
 ありがとうございます。
- 委員 細かい言葉の表現になるのですがいいですか。37ページの一番下。「アンケートを実施する際は」というこの2行なのですが、「アンケートが関係児童生徒・保護者に提供される」のではなくて、そこから得られた情報が提供されるのでは。アンケートが開示されるような書き方だと、アンケートに答えにくくなるとか。現場でこれはどういう風に解釈したらいいのだろうかとなりそうなので。「アンケートとかそこから得られた情報が」の方が正確ではないのかなと思ひます。細かいですけど。
- 委員 背景調査指針もそう書いてあります。
- 委員長 下から2行目ですね。「アンケートが」という部分の修正ですね。他の委員の先生方はいかがですか。よろしいですか。
 それでは、「教育委員会の対応の在り方」についての協議事項、他に御意見はありますか。
 なければ、(2)の協議事項に移ります。まず、ア議事録について事務局からお願いします。
- 事務局 はい。情報公開につきましては、議事録及び令和2年1月指摘事項に対する検証については、審議が終わり次第、公開ということで進めさせていただきます。それで、議事録の公開については、委員の皆様の承諾が必要になるのかなと考えていますが、また改めて承諾を取るような形にしたいと思ひています。その際、この文は掲載を希望しないということがありましたら、また教えていただいて、そこは掲載しない形で委員の皆様に配慮していきたいと思ひますが、御意見をいただきたいと思います。
- 委員長 議事録につきまして、委員の皆様から御意見はありませんか。
- 委員 今の説明でいくと、ハンドブックは公開する、まあ少し不十分ではありますが検証資料も公開する、それで議事録も公開するということですかね。

確認でした。公開するで、公開してください。

委員長 議事録については、他に意見ありますか。
なければ検証（２）のイについての事項に入ります。
また、事務局の方からお願いします。

事務局 はい。第三者機関ということで、これも前向きに考えていきたい。第三者
評価委員会ということで、設置の方向で考えたいと、先ほどありましたよう
に、第三者調査委員会の報告書を活用しているかどうか、それと同時に生徒
指導ハンドブックの活用状況をですね、その中で審議していただく機関とい
うことで、その方向で考えているところです。以上です。

委員長 検証について今の事務局からの説明に対して委員の方から御意見はありま
すか。

委員 今、事務局は（３）をお答えなられた気がします。

委員長 今、（２）のイを協議しているのですが、（３）にも関係ありますか。

事務局 すみません。「事務局からの検証」というのはですね、先ほど申し上げまし
た通り、皆様の御意見等をいただいて、委員の皆様にご議論していただきまし
たので、「ここはどうかな」というところは遠慮なく教えていただいて、それ
を掲載しないという形でやっていきたいと。

委員長 （２）のイ「検証」について御意見ありますか。

委員 検証についてですけど、私としては少し、正直に私の気持ちを申しますと
やはりこのハンドブックは不十分だなという思いがあります。やはり、第三
者調査委員会が求めた主体的な検証がまだ不十分という認識を、私はもって
います。なので、１月付けの検証資料は公開するということでしたが、さら
に引き続き検証についてはできないものかと思えます。

委員 １月の検証資料を公表するというのは、良かったなと思えます。私も自分
の意見は言ってきましたけど、生徒指導ハンドブックにしても審議している
内容が決して十分ではないというふうに思っています。意見がまだ、取り入
れられていないこともたくさんありますし。後は、報告書にあるものとは違
う言葉がハンドブックにあるので、やはりどうしてこういうハンドブックに
なったかという市教委の考えを示してもらうためにも、報告書の提言１にあ
る検証をしてもらうためにも、公表してもらえということも前向きに捉え
ますけど、また、７月のときに出したものに対しても、この場でもいろいろ
意見が出て、その後の修正は挙がってきていないので、これで終わりとし
ることなくしっかり検証した上で出していただくようお願いいたします。その検
証がなければ、ハンドブックは活かされないというふうに思えます。

- 委員長 他、委員の先生からありませんか。学校の先生方、情報公開におけることで。
- 委員 すみません。今日の資料で、これまでの教育長の議会答弁をまとめたものを配付したのですが、例えば先ほど私が不十分と思っている認識は伝えましたけど、やはり先ほども出しましたけど、検証の中に、自らに不都合なことに関して事実に向き合うという姿勢が足りないかな、という思いがありまして、教育長からは議会でご遺族、第三者調査委員会、私ども三者が納得できるそのような資料を作成するという、今日の朝面会してそういう話を伺ってきたのですが、どうにか三者が納得できる形に近づけたらいいなど、私としては思っております。やはり、そこで大事なのは検証をさらに深くしてやってほしいという思いがあります。私の意見としてそこが重要なのかなと思ひまして。以上です。
- 委員長 他、学校サイドの先生方からありますか。
- 委員 ハンドブックの実施状況を検証ということではないですよ。
- 委員 そうです。ハンドブックの検証を見るというわけではなくて、調査委員会が出したこの提言1の検証のことで、1月に検証資料は出されて意見書も出したのですが、その後止まっていますので。
- 委員 一つはこの再発防止検討委員会が検証する大きな機会になる。このいただいたいろいろな意見が、今後学校で活かされるというところをきちんと見ていくことも一つのことになるかなと。学校できちんとなされるのが大事かなと。
- 委員長 検証の仕方ですね。情報公開における検証について、他、委員の先生方からありませんか。
なければ協議事項の(3)に移ります。
第三者評価委員会、仮の名称ですが、これにつきましてご説明をお願いします。
- 事務局 はい。繰り返しの説明になりますけど、第三者評価委員会は設置の方向で考えています。仮の名称ですけど。その中では、報告書をきちんと活用しているのか、生徒指導ハンドブックの活用状況はどうなのか、ということを確認していきたい、というふうに考えているところです。以上です。
- 委員長 第三者評価委員会は、このハンドブックの内容がそれぞれの学校でしっかり実践実行できているのか、ということを確認・評価する第三者の機関として、こういう委員会を設置する趣旨の説明でした。
これは、この再発防止対策検討委員会で評価委員会の設置を承認するという審議で理解してもらっていいですか。
- 事務局 承認するとかいうことではなくて、そういう方向で行きたい。委員の皆様

のそういう御意見をいただいたもので。そして、前回の委員会で御意見でこういうチェックするような評価するような機関が必要であるという御意見をいただいていたので、その方向で考えていきたいということで御理解いただきたいと思います。

委員長 市教委としては、奄美市としては、第三者評価委員会を設置して、ハンドブックの中身がそれぞれの学校でしっかりと実践できているかをチェック・確認する機関を設置しますよということです。従いまして、このハンドブックを作りまして終わりということではなくて、今後さらに実践と改善を重ねていくというそういう方向性の提示ですね。

委員 私の意見書の6ページに、具体案として、これ加古川を参考にまとめました。

- ① 市長部局に第三者機関を設置する
- ② 市教委および奄美市下全小中学校から、再発防止策の履行状況（奄美市第三者調査委員会報告書の再発防止の提言の履行状況含む）について学期ごとに報告を受ける。
- ③ 奄美市教育委員会及び奄美市下全小中学校に対して直接指導ないし改善勧告をする権限を付与する。
- ④ 指導ないし改善勧告した場合にはこれを公表できる権限を付与する。
- ⑤ この第三者機関の構成メンバーについては、中立公平を旨とし、再発防止策に詳しく、本事案の経緯を知る者（例えば第三者調査委員会の委員）を加える。

という具体案を出していますが、私としてはこの具体案通りにやっていただきたいと思います。

委員長 分かりました。今回この場ではそういう第三者評価委員会を設置する方向であるという方針が市教委の方から示されたと。それでその具体案については今後詰めていくと。今の〇〇委員の提案を含めながら、どういう形にしていくかを今後策定していくという理解でよろしいでしょうか。

今、この場で具体案を決めるというのではないですね。

事務局 はい。今いただいたことを基にしながら、市教委として評価機関を責任をもって設置していきたいというふうに思っています。

内容等についてはもちろん加古川を参考にさせていただきながらも、やはり奄美の子どもたちのこと、そして第三者調査委員会の報告書等もありますので、その辺を活用ということで、入れていってそういう形で評価していくと。そしてまたハンドブックを活用していく中で、当然改善しなければいけないところも出てくるかと、今のところはそういうふうに考えています。以上でございます。

委員長 他の委員の方からありませんか。学校サイドの先生方から何かありませんか。

委員 はい。大変、重要というか前向きな第三者調査委員会の設置について、〇

○さんからもありましたが、そういったことを含めながらよりよい評価委員会になればいいなど。それを明らかにしながら現場で取り組むことができればいいなと思います。

委員長

他の委員の方からありませんか。

ないようでしたら協議題の（４）その他で何かありませんか。

委員

今更なのですが、このあとこの委員会で決まったことは、どういう公表のされ方をするのでしょうか。委員長がマスコミにこういうことが決まりましたと発表するのか、それとも教育長がこの委員会で審議してもらってこういうことが決まりましたと発表されるのか。

結局、この委員会は何の提言をするという立場にない委員会ですよ。あくまで、私たちが話し合いをしたということでハンドブックをつくって第三者評価委員会の設置を求めたという、それを教育委員会がそうします、ハンドブックも教育委員会としては作りましたということになるのですよね。後はどういうつなぎ方というか、終わり方になるのか聞かせていただければと思います。

事務局

はい。9回にわたってご審議いただき委員の皆様にご感謝申し上げます。

私は4月からだったのですが、その前からいろいろしていただいて、奄美の子どもたちの尊い命を失わないようにして下さったと思っています。

今からはですね、再発防止対策委員会の皆様にご審議いただいたことですので、そこにいろいろ委ねましたので、このハンドブックのことについては、市教委が責任をもって印刷、そして周知していくということです。

それと第三者評価委員会についても、設置の方向で検討させていただきたい。委員の皆様には、いろいろな意見をいただいたことに感謝申し上げます。そしてこの後は事務局の方で作業を進めて参りたいと思っております。以上です。

委員

教育長が議会の場でこれを発表するのでしょうか。

事務局

議会から御質問等があれば。きちっとこの形を答弁したいと思います。

委員

この流れからするとおそらくこの委員会は今日で終りなのだろうと、そうであればということで申し上げますと、公表のされ方にも関わるとは思いますけど、議事録の公表と主体的な検証と第三者評価委員会の設置とこの3点がされるということで次につながるおもいを期待したい。このハンドブックに対しては、少なくとも私と〇〇さんは、教育長の答弁にあるような納得できるような資料かという、そうではないというふうに最後申し上げておきたいなと思います。第三者委員会や遺族の意見も入れてもらったから納得できるようなものがすばらしいものができましたというわけでは、少し違うかなという思いが正直あります。

次に活かすこと、これからまた機関ができるということに期待しつつ、これ以上私が（この委員会を）まだ続けてくれと言っても、一人の意見では通らないでしょうから、まあ次に期待するという気持ちに委ねたいと思います

がそういうふうには思っています。

あと、これは現場の先生方に配られるハンドブックではありますが、市民の方々も非常に注目しているのではないかと思うので、このハンドブックは現場だけでなく、このハンドブックを広く市民に公表してほしいと思います。

事務局 ありがとうございます。ハンドブックを公開できるような形にしていきたいと思います。

委員 公開は市のホームページ上でされるという認識でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員 議論がどんどん前回今回とされているので、私としては今日で終わりではなくてまだやりたいという気持ちがあるのですが、なかなかそういう状況ではなさそうなので。

先ほども言ったのですが市教委の主体的な検証がまだ十分とは言えないので、そこをしてもらってこのハンドブックに反映できるのかなということを非常に思います。

その点において、このハンドブックには満足できないのが正直な気持ちです。なぜ、ここまで頑なにいうかということやはり息子の姿が見えるのかと言われたときに、自分としてはやはり見えないと。何回も言いましたけど、そういう思いがありましたので、私としてはそう思っています。

それで、先ほど〇〇さんが言われましたけど、第三者評価委員会と情報の公開というのがありますのでそこにつながればいいのかと思っています。それで、最後なので各委員からの意見を聞いてみてはいかがでしょうか。

委員長 この再発防止検討委員会は、今回の第9回をもちまして、終了というふうに致します。

第1回から昨年度の5月から会議を開催してまいりました。事務局の先生方には、大変な時間と労力を費やしていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

また、これからハンドブック、そして評価委員会の設置ということで、継続してこれから新たな段階に進むという形になります。したがって、この再発防止検討委員会はこれで終了ということになります。終了にあたりまして一言ずつよろしいですか。では、〇〇先生からよろしいですか。

委員 はい。9回ですね。いろいろあったですね。先生方の話も聞かせていただいて、こういうことはなかなか難しいのでしょうか。まず、作って次のステップに、そういうことかなと思っています。先ほど委員長がおっしゃいましたけれど市教委の先生方、委員会の先生方はほとんど寝る間も惜しんで一生懸命頑張っておられまして、実際こういうハンドブックは、なかなかないと思います。県内にも広げていくような形で、またそれを見守ってフラッシュアウトして、これから奄美市が率先してこの分野で県内をリードするようになっていただきたいと思います。私は、それを陰ながら見守って行こうと

思います。本当にありがとうございました。

委員

9回、お世話になりました。

〇〇さんの気持ちが、穏やかになって終われたらよかったです。ただいろいろと抜けているところが確かにあると思います。実際にできたハンドブックをやっていたら、子どもたちの成長につながると思います。やるかやらないかがポイントだと思います。それでやりながら改訂していったら少しずつ、技術を上げられる様にしていけたらいいと思います。

何事もだめだ、だめだと言ったらだめになって、頑張れよ頑張れよやっついこうよと言ったらそういうふうにならなくていいものだと思います。教育委員会も学校の先生方も頑張っていこう、頑張っていこうとそういう気持ちで頑張っていたらいいと思います。

委員

私は、保護者の代表という形で関わらせていただきました。不適切な意見や余計なことを申し上げたかと思えます。申し訳ございませんでした。

ただ一点だけ言わせてください。私も行政にいましたから、会議の段取りや流れは承知をしているつもりです。ただもう少し、みんなが納得できるような形のものに近づける努力があったら、もっとよかったのになと個人的には思っています。ただ、第三者評価委員会が設置されるということですので二度と悲しい事案が起きないように、私も保護者の一人として、また引き続き協力をしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

委員

会議に参加して、いろいろと意見を言わせていただいて、その意見にも耳を傾けてくださったことには感謝しています。教育委員会の先生方が一生懸命取り組んでおられたことは重々承知していますが、事案を調査した身としていべきこととはという思いで一生懸命言ったつもりです。

残念ながら取り入れていただけなかった部分とかもあり、正直なことを申し上げますと、今日は終らせたくないという思いが正直な思いですが、次につながることをいただいていますので、ぜひそれを活かしていただきたいとそれに期待したいと思っていますので、これからも〇〇さんの意見を聞いていただきながら進めてもらいたいと思っています。

奄美は、この調査に関わるまでは一度も来たことがなくて、初めて来てからも何年か経ちますが、調査とか委員会では来ていないので、いつも重たいような足できていた思いなのですが、これから奄美から悲しいニュースとかが入ってくることなく、奄美が子どもにとって学校や地域がですね、素晴らしいところだとモデルになるような教育、教育行政をしていただきたいと心から願っています。

委員

第3回という途中から遺族ということで入りましたけれども、なかなかですね、私としては息子を亡くしたということでどうしても譲れない思いがあることは御承知ください。

それで、常に思っていることは、自分で最後にしたいなと思っていますので、奄美だけでなく、全国的に若年層の自殺者が減らない状況が続いているのです。その原因はいじめとかいろいろあるのですが。

私は私でいろいろ経験したことを伝えるなり、話をするなりはできますの

で、そういう面においては、私の動きは終らないと自分の中では思っています。

やはり、自分の中で、今日これで最後だと聞いたとき、ああ終わりなのかという思いをもっていて、せっかく良い方向に来ているからもう少しもう少しというのがありますが、やはり息子を前にすると妥協できないというところが私の思いです。

それで、今後第三者評価委員会を設置するという事なので、終わりとせよ今後もつなげていくという形ができたのは評価できると思っています。

やはり、この中でいろいろと話ができたのは、私の中で非常になかなかできない経験でしたので、委員の皆様には感謝しております。ありがとうございます。

教育委員会の方々には作られていることを全否定しているわけではなくてちゃんと仕事しているというのは分かっているのですが、それでもやはりどうしても求めてしまうというのがありますので、今後もいろいろと対話の機会もあると思いますので、委員の皆様も含めまして今後もよろしく願います。

委員 こういう機会をいただいて、ありがとうございます。

やはり、この委員になったということで、報告書を何回も何回も読まさせていただきました。こういう機会がないと、こういうふうに何回も目を通すことがないので、私の役目としてはこれから現場でこのことをしっかり伝えていきたいと思っています。全然不十分ですが、今から改善すべきところは改善していく現場でありたいと思っていますので、しっかり伝えていきたいと思っています。ありがとうございました。

委員 今までありがとうございました。昨年度から生徒指導主任をさせていただいて、この会議に参加するとき概要についてもあまり詳しく分かっていなくて、先生と同様に何回も読み直して、この会議に参加して本当はどうあるべきだったのかなとすごく考えながら、2年目になって少しずつ子どもたちに寄り添う姿勢とかアプローチの仕方も少しずつ変わってきて、自分としてはすごくよい経験になったのかなと、ハンドブックもできて、これをここで話し合ったことを基に自分は読んでいるので、すごく入ってくるのですが、ここに参加していない先生たちがこれを読んだときに、どう感じ、どう行動に移すかというところが、発信の仕方も含めてポイントになってくるのかなと思っています。もう二度とあってはならないことだし、奄美の子どもたちが元気よく命を大事にしながら活動するためには〇〇先生と同様で、発信しながら伝えていくことが大事なのかなと思っています。ありがとうございました。

委員 どうも、いろいろありがとうございました。いろいろな立場の先生方の言葉の拝聴できて、非常に勉強になりました。ここで学んだことをぜひ職員に指導して、もう二度と起きないようにすることが一番です。

この、生徒指導ハンドブックのことですが、繰り返しになりますが、様々な課題、問題を抱えた子どもたちがたくさんおります。そういった子どもたちに対応できる、しっかりと指導できる教職員を育成していきたいと思いま

すので、このハンドブックを効果的に活用し、私が評価をしながら指導を深めていきたいと思っているところであります。本当にありがとうございました。

委員

ありがとうございました。まずは、命の重さ、命の尊さを重く受け止めさせていただく機会でした。特に、〇〇さんが入っていただきまして、多分息子さんがいらっしやったら、こんな思いなのだよということを託したかった部分あったと思うのですが、改めて私たちは学校の職員として、かけがえない命をあずかっているのだという重さを、これからも職員と共有しながら進めていかないといけないなと思っています。

それから、学校というのは学校だけでできないことがたくさんあるなど感じております。ですので、ここにおられる方の御意見も大変参考になりましたし、「一人の子どもを育てるには村全体が必要」という諺があるようなのですが、そういった意味で、その子どもたちを育てていくために、学校だけでなく、保護者だけでなく、地域の皆さん、いろいろな方々が子どもたちを見守り、命を大事にしていくのだというものにしていくための学校づくりを継続していかないといけないな、と改めて思いました。ありがとうございました。

委員長

私ですが、第1回目から委員長を務めさせていただきました。何分力不足のところがありまして、運営等につきましては、不十分どころが多々ありました。大変申し訳なく思っております。

また、教育委員会の先生方の努力を間近で拝見して、その努力に対して心から敬意を払うものでございます。

今後継続して、再発防止に向けた努力が続く形になりました。我々の責務は「忘れない」ということだと考えております。そして、また何がこれから私たちにできるのかというところを胸に刻みながら、進んでいきたいと考えております。

どうも、第1回目からありがとうございました。

以上をもちまして、私の方からは審議の方を終わります。

進行

では、〇〇委員長、誠にありがとうございました。

一番最初は、令和元年の5月7日だったと思います。そこから数えて一年半、9回に渡ってご審議いただきました。途中からは〇〇さんそして〇〇委員にも入っていただいて、いろいろな御意見や御助言をたくさんいただきました。今、最後にお話しいただいたことを我々も胸に刻みまして前に進んで参りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、姿勢を正してください。

以上をもちまして、第9回再発防止対策検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。